

平成20年3月27日改正

平成21年3月27日改正

平成21年6月16日改正

平成22年3月30日改正

平成23年3月30日改正

独立行政法人科学技術振興機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中期目標)

平成19年4月1日

文 部 科 学 省

目次

序文	1
前文	1
中期目標の期間	1
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
【全体的事項】	1
【個別事項】	
1. 新技術の創出に資する研究	1
（1）課題達成型の研究開発の推進	
（2）低炭素社会実現のための社会シナリオ研究の推進	
（3）ライフサイエンスデータベース統合の推進	
（4）対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進	
（5）革新的技術開発研究の推進	
（6）研究開発戦略の立案	
2. 新技術の企業化開発	3
（1）産学が連携した研究開発成果の企業化の推進	
（2）産学の共同研究によるイノベーションの創出	
（3）大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進	
（4）若手研究者によるベンチャー創出の推進	
（5）地域イノベーションの創出	
（6）技術移転活動の支援	
3. 科学技術情報の流通促進	5
（1）基本的な科学技術情報の整備と活用促進	
（2）技術者の継続的な能力開発の支援	
（3）研究者の流動性向上に資する情報の提供	
（4）バイオインフォマティクスの推進	
（5）科学技術論文の発信、流通の促進	
（6）公的研究機関へのデータベース化支援	
（7）科学技術に関する文献情報の提供	

4．科学技術に関する研究開発に係る交流・支援	6
（1）戦略的な国際科学技術協力の推進	
（2）国際的な科学技術共同研究の推進	
（3）海外情報の収集及び外国人研究者宿舎の運営	
（4）地域における産学官が結集した共同研究事業等の推進	
（5）研究協力員の派遣を通じた研究支援	
5．科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	7
（1）科学技術に関する学習の支援	
（2）科学技術コミュニケーションの促進	
（3）日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進	
6．その他行政等のために必要な業務	9
（1）関係行政機関からの委託等による事業の推進	
業務運営の効率化に関する事項	9
1．事業費及び一般管理費の効率化	
2．人件費の抑制	
3．業務・システムの最適化による業務の効率化等	
財務内容の改善に関する事項	10
1．継続的な収益性の改善	
2．自己収入の増加	
その他業務運営に関する重要事項	10
1．施設及び設備に関する事項	
2．人事に関する事項	

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前文)

独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、科学技術情報の流通に関する業務、科学技術に関する研究開発に係る交流に関する業務、科学技術に関し知識を普及し、国民の関心及び理解を増進させる業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする。

この基本目標を達成するため、機構は、科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)の実施において中核的な役割を担う機関として、イノベーション創出を指向した研究開発の推進及びイノベーション創出を促進する基盤整備に重点化し、効率的に以下の科学技術振興施策を推進するものとする。

中期目標の期間

機構の行う科学技術振興業務は、科学技術基本計画等の国の科学技術政策に即応して実施すべきものであり、機動的に見直していくことが適切であることから、中期目標の期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【全体的事項】

- イ．機構の事業内容及び成果について、可能な限り定量的に国民にわかりやすい形で情報発信する。
 - ロ．研究費の執行体制を充実させることにより、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、研究費の不正使用及び不正受給の防止に努める。また、研究上の不正の防止対策についても強化する。
 - ハ．外部有識者・専門家の参画による評価を実施した上で、その結果を機構の活動の改善に反映させることにより、機構におけるPDCAサイクルを構築する。
- 二．事業の実施に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

【個別事項】

1．新技術の創出に資する研究

(1) 課題達成型の研究開発の推進

第4期科学技術基本計画に掲げる我が国の重要課題の達成に貢献するため、以下の研究開発を国が示す方針の下で推進する。

戦略的な基礎研究の推進

文部科学省が設定する戦略目標の達成に向け、競争的環境下で必要な研究体制を迅速に構築して目的基礎研究を推進し、イノベーションの創出に資する新技術のシーズとなる研究成果を得る。

先端的低炭素化技術の研究開発の推進

温室効果ガスの削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくため、文部科学省が策定する研究開発戦略に基づき、新たな科学的・技術的知見に基づいて温室効果ガスの排出削減に大きな可能性を有する技術の研究開発を競争的環境下で推進し、グリーンイノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。

社会技術に関する研究開発の推進

a. 社会技術研究開発の推進・成果展開

自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発を競争的環境下で推進するとともに自らも実施し、社会が抱える様々な問題の解決に資する成果を得るとともに、その成果の社会への活用を図ることにより、安寧な社会の実現に貢献する。なお、機構が自ら実施する計画型研究開発は、平成 20 年度をもって終了させる。

b. サービス科学・工学に関する研究開発の推進

科学的・工学的手法に基づくサービスの高度化・効率化及び新規サービスの創出による社会の具体的問題の解決に向け、サービスの技術・方法論や共通要素に関する研究開発を競争的環境下で推進し、サービス科学・工学の基盤構築とその活用に資する成果を得る。

c. 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関する研究開発の推進

経済・社会等の状況を多面的な視点から把握・分析した上で、課題達成等に向けた有効かつ最適な政策を立案する「客観的根拠に基づく政策形成」の実現に向け、文部科学省が示す中長期の方針に基づき、モデル、指標、シミュレーション等の研究開発を競争的環境下で推進し、政策への実装を見据えた方法論・手法の確立に資する成果を得る。

(2) 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究の推進

文部科学省が策定する研究開発戦略に基づき、新規有望技術に着目し、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互連関や相乗効果の検討等を行うことにより、科学技術に立脚した社会システム改革や研究開発の方向性等を提示するための研究を推進し、持続的発展を伴う低炭素社会の実現に資する成果を得る。得られた成果については、機構の業務の効果的・効率的な運営に活用するとともに、文部科学省をはじめとする関係機関及び国民に向けて積極的に発信する。

(3) ライフサイエンスデータベース統合の推進

我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指し、総合科学技術会議ライフサイエンスPT統合データベース推進タス

クフォースが示す方針の下、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合に向けた、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用及び研究開発を推進し、ライフサイエンス分野データベースの統合に資する成果を得る。

(4) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進

先端的な科学技術を駆使して地雷探知技術の向上を図り、人道的視点から対人地雷探知・除去活動に資する研究開発を推進し、平成19年度までに地雷被埋設国等における実証試験に供与可能な技術を開発する。本事業は、平成19年度をもって終了させる。

(5) 革新的技術開発研究の推進

民間等の有する革新性の高い独創的な技術を実用的な技術へ育成することを目的として、安全・安心で心豊かな社会の実現等に関連する技術開発を競争的環境下で推進し、新産業の創出に資する研究開発成果を得る。本事業は、平成20年度をもって終了させる。

(6) 研究開発戦略の立案

研究開発戦略の立案を的確に行うため、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行い、これらを踏まえて、今後必要となる研究開発領域、研究開発課題及び研究開発システムについて質の高い提案を行う。得られた成果については、機構の業務全般の効果的・効率的な運営に活用するとともに、外部に積極的に発信する。

2. 新技術の企業化開発

(1) 産学が連携した研究開発成果の企業化の推進

産学共同研究、長期開発委託、ベンチャー起業支援等の手法を活用し、大学、公的研究機関等(以下「大学等」という。)の研究開発成果を実用化へつなげるため、投資機関等とも連携し、以下の研究開発を推進する。

研究開発成果の最適な展開による企業化の推進

大学等の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会還元を図るため、競争的環境下で最適な支援形態及び研究開発計画を設定して研究開発及び企業化開発を推進し、大学等の研究開発成果の企業化につなげる。

戦略的なイノベーション創出の推進

機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、競争的環境下で必要な研究体制を迅速に構築して切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、イノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。

産学の共創による基礎基盤研究の推進

産業競争力の強化及び大学等の基礎研究の活性化を図るため、産学の対話を行いながら、企業単独では対応困難な産業界全体で取り組むべき技術上の課題(以下「技術テーマ」という。)

の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界における技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。

先端計測分析技術・機器の研究開発の推進

我が国の将来の創造的・独創的な研究開発を支える基盤の強化を図るため、重点的な推進が必要なものとして文部科学省が特定した領域を中心に、文部科学省が策定する新規課題採択方針等を踏まえ、競争的環境下で、先端計測分析機器及びその周辺システムの開発を推進するとともに、計測分析機器の性能を飛躍的に向上させることが期待される要素技術の開発を推進し、革新的な開発成果を得る。

(2) 産学の共同研究によるイノベーションの創出

産学で育成すべきシーズの顕在化

大学等の基礎研究の中から産業界の視点で見出したシーズ候補について、大学等と民間企業が共同で提案した研究開発を競争的環境下で推進することにより、イノベーションの創出に向けて育成すべきシーズを顕在化する。本事業は、平成 20 年度をもって終了させる。

産学のマッチングファンド形式によるシーズの育成

顕在化しているシーズを発展させるために、マッチングファンド形式の産学共同研究を競争的環境下で推進し、イノベーションの創出につながる研究成果を得る。本事業は、平成 23 年度をもって終了させる。

(3) 大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進

大学等の特許等の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会還元を図るため、競争的環境下で以下の事業を推進する。

大学発ベンチャー創出の推進

ベンチャー企業の創出が期待できる大学等の研究開発成果に基づく研究開発課題を選定し、起業及び事業展開に必要な研究開発を推進することにより、成長力のあるベンチャー企業の創出につながる研究成果を得る。

研究開発型中堅・中小企業の新技術構想の具現化

大学等の研究開発成果に基づいた研究開発型中堅・中小企業の有する新技術構想について、試作品として具体的な形にすること又は必要な可能性試験等を推進することにより、企業化につながる研究成果を得る。本事業は、平成 20 年度をもって終了させる。

委託開発の推進

大学等の研究開発成果のうち、国民経済上重要な成果であって特に開発リスクが高く企業化が困難なものについて、企業等の持つポテンシャルを最大限に活用して企業化開発を推進し、企業化につなげる。

ベンチャー企業を活用した企業化開発の推進

大学等の研究開発成果のうち、研究開発型ベンチャー企業を活用することによりイノベーションの創出が期待されるものについて企業化開発を推進し、企業化につなげる。

(4) 若手研究者によるベンチャー創出の推進

大学等の起業支援機関等と連携を図りつつ、競争的環境下でベンチャー企業の起業及び事業展開に必要な研究開発を推進することにより、起業意欲のある若手研究者によるベンチャー企業の創出に資する研究開発成果を得るとともに、研究者から起業家へのキャリアパス形成を促進する。本事業は、平成 23 年度をもって終了させる。

(5) 地域イノベーションの創出

プラザ及びサテライトを活用し、地域に密着したコーディネート活動や産学官連携を推進するとともに、競争的環境下で地域の大学等の研究シーズの発掘・育成から地域企業への技術移転や企業化に向けた研究開発まで切れ目のない支援を行うことを通じて、新規事業・新産業の創出につながる研究成果を生み出し、地域イノベーションの創出による地域経済、地域社会の活性化に貢献する。本事業は、平成 22 年度以降、新規採択を行わず、段階的に終了させる。また、プラザの施設については、自治体等への移管等を進める。

(6) 技術移転活動の支援

わが国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、以下の事業を行うことにより、大学等及び技術移転機関における知的財産活動を支援するとともに、投資機関等とも連携し、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。

特許化の支援

大学等における研究開発成果の特許化を発明の目利きを行いつつ支援することにより、わが国の知的財産基盤の強化を図る。特に海外特許出願の支援に重点を置く。

技術移転の促進

大学等及び技術移転機関と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、技術移転業務を支援する人材（目利き人材）を育成すること、研究のために特許権等を開放するスキームを構築し、併せて関連する科学技術情報を提供すること、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。

3. 科学技術情報の流通促進

(1) 基本的な科学技術情報の整備と活用促進

わが国の研究者、研究成果、研究資源等の研究開発活動に係る基本的な情報を体系的に収集・整備し、利用者が必要とする科学技術情報を効果的に活用できる環境を構築することにより、科学技術情報基盤の整備を図る。

(2) 技術者の継続的な能力開発の支援

科学技術の各分野及び横断的分野に関するインターネット自習教材と失敗事例を収録したデータベースを提供することにより、わが国の技術者が科学技術の基礎知識と失敗知識を幅広く習得することを支援し、その継続的な能力開発を促進する。なお、失敗事例を収録したデータベースの提供は、平成 22 年度をもって終了させる。

(3) 研究者の流動性向上に資する情報の提供

イノベーションの種を創出し育てる役割を担う研究者の求人・求職に関する情報を収集・整備、提供することにより、研究者の流動性を向上し、活躍の場を広げる。

(4) バイオインフォマティクスの推進

ゲノム情報等の生物情報データベースの構築、高度化、活用のための研究開発を行い、研究開発成果を情報発信するとともに、データベースの統合・維持・運用を図ることにより、世界最高水準のライフサイエンス分野の情報基盤の整備の一翼を担うとともにライフサイエンス研究のさらなる進展に貢献する。本事業は、平成 23 年度をもって終了させる。

(5) 科学技術論文の発信、流通の促進

国内の学協会が発行する学術論文について電子化及び国際化を支援することにより、研究成果の国内外に向けた、効率的な発信・流通を推進する。

(6) 公的研究機関へのデータベース化支援

公的研究機関の所有する有用な研究開発に関する情報のデータベース化を支援し、当該情報の有効な活用を促進する。本事業は、平成 19 年度をもって終了させる。

(7) 科学技術に関する文献情報の提供

科学技術に関する文献を容易に検索・利用できるようにするため、論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、研究情報基盤の充実を図る。また、文献情報の提供に当たっては、新たな経営改善計画を策定し、自己収入の増加を図り、効率的な業務運営に取り組むことにより、遅くとも平成 21 年度までに単年度黒字化を達成するとともに、継続的な収益性の改善に努める。さらに、民間事業者の参画により本事業をより効率的・効果的に実施する方策を検討するとともに、参画する民間事業者の選定を平成 23 年度中に開始する。

4 . 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

(1) 戦略的な国際科学技術協力の推進

政府間合意に基づき、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際研究交流を推進することにより、国際共通的な課題解決やわが国と諸外国との関係強化に資する成果を得る。

(2) 国際的な科学技術共同研究の推進

我が国の科学技術の一層の発展を図るとともに、国際共通的な問題や地球規模の問題の解決に資するため、以下の国際的な共同研究を国が示す方針の下で推進する。

戦略的な国際共同研究の推進

政府間合意に基づき、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術力の強化に資する成果を得る。

政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究の推進

地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びにわが国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する成果を得る。

(3) 海外情報の収集及び外国人研究者宿舍の運営

機構の業務に必要な海外情報を海外関係機関との連携等により収集し、活用する。また、外国人研究者がわが国で研究活動を行うに当たり、住環境が障害とならないように筑波研究学園都市において外国人研究者に宿舍を提供する。

(4) 地域における産学官が結集した共同研究事業等の推進

都道府県や政令指定都市が目指す研究開発目標に向けて、競争的環境下で研究能力を有する当該地域の大学、公的研究機関、研究開発型企業等を結集した共同研究を推進することにより、新技術・新産業の創出に資する研究成果を生み出す。本事業は、新規採択を行わず、平成 21 年度をもって終了させる。

(5) 研究協力員の派遣を通じた研究支援

研究協力員を派遣することにより当該機関の研究体制を支援し、国立試験研究機関及び研究開発を行う独立行政法人が重点を置く創造的・基礎的研究の高度化・効率化を図る。本事業は、平成 19 年度をもって終了させる。

5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

(1) 科学技術に関する学習の支援

外部人材を活用した小学校における理科学習の充実

小学校理科授業に、有用な外部人材を配置し、観察・実験等の体験的な学習における教員の支援を行うことにより、小学校理科授業の充実及び小学校教員の体験的な学習に関する指導力の向上を図る。これにより、児童の理科に関する興味・関心、学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。

特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学（算数）学習の充実

科学館、大学、民間企業等の外部機関のもつ資源を活用するなどの科学技術や理科、数学（算数）の学習を充実させる取組を支援するとともに、支援を通じて蓄積した事例や成果を普及することにより、児童・生徒の科学技術や理科、数学（算数）に関する興味・関心及び学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。

先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実

- a．先進的な理科・数学学習に取り組む高等学校に対し、理科・数学の学習の充実及び生徒が科学技術の研究者、研究現場及び研究成果に実際に触れる機会の拡充の支援を行う。これにより、生徒の科学技術に関する興味・関心、意欲・能力の向上を図り、理科・数学に秀でた生徒の育成に寄与する。
- b．先進的・発展的な学習機会である国際的な科学技術や理科・数学のコンテストに関する取組みの支援を行う。これにより、児童・生徒の科学技術に関する興味・関心、意欲・能力の向上を図り、理科・数学に秀でた児童・生徒を育成する。
- c．大学・高等専門学校に対し、理科・数学に関して卓越した意欲・能力を有する児童・生徒に高度で発展的な学習環境を継続的に提供する取組みの支援を行う。これにより、児童・生徒の科学技術に関する興味・関心、意欲・能力の向上を図り、理科・数学に秀でた児童・生徒を育成する。

科学技術や理科、数学（算数）に関する教員研修の充実

教員の科学技術に関する知見の獲得や、理科、数学（算数）に関する体験的・問題解決的な研修を支援することにより、教員の指導力を育成・向上させる。本事業は、平成21年度をもって終了させる。

魅力ある科学技術や理科学習教材の提供

教員が利用しやすく、児童・生徒が科学技術や理科をわかりやすく理解できる教材を開発、提供、普及することにより、児童・生徒の科学技術や理科に関する興味・関心、学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。

地域の理数教育における中核的役割を果たす教員の養成

大学と教育委員会の連携の下、地域の理数教育に関する拠点を構築・活用し、児童・生徒の科学技術や理科・数学（算数）に対する興味・関心、意欲・能力を向上させる授業を行うことができる教員を養成するための取組みを支援する。これにより、地域の理数教育において中核的役割を果たす教員を養成する。

（2）科学技術コミュニケーションの促進

地域における科学技術理解増進活動の推進

科学館・博物館、大学、地方自治体等や個人が身近な場で行う体験型・対話型の科学技術理解増進活動を支援するとともに、科学技術を分かりやすく国民に伝える人材の連携を図る取り

組みや手法の開発を実施する。これにより、国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深める。

情報技術を活用した科学技術理解増進活動の推進

情報技術を活用して科学技術情報をわかりやすい形で伝えるコンテンツを開発し発信する。これにより、国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深める。

科学コミュニケーター人材の養成

科学技術を分かりやすく国民に伝えるとともに、社会の問題意識を研究者・技術者の側にフィードバックするなど、研究者・技術者と社会との間のコミュニケーションを促進する役割を担い、社会の多様な場で活躍できる人材を、日本科学未来館を拠点として活用することなどにより養成する。これにより、国民の科学技術に対する興味・関心と理解を深める。

(3) 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進

最先端の科学技術をわかりやすく国内外に発信するとともに、新たな科学技術の理解増進手法の開発・発信や科学技術をわかりやすく国民に伝える人材の育成、国内外の関係機関や人材との交流を行う拠点として、日本科学未来館の整備・運営を行う。これにより、国民の科学技術に対する興味・関心と理解を深める。

6. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進

わが国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

業務運営の効率化に関する事項

1. 事業費及び一般管理費の効率化

各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費の節減、事務の効率化、合理化を行い、一般管理費（人件費を含み、公租公課を除く）について、中期目標期間中にその15%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務を効率化する。機構の保有するホール、会議室等を積極的に活用する等、施設の有効利用を推進するよう見直しを行う。

また、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合はその理由を公表する。

2．人件費の抑制

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)を踏まえ、平成 22 年度まで、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の取組みを踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

3．業務・システムの最適化による業務の効率化等

主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組みに準じて、業務・システムに関する最適化を行うため、情報システムの最適化計画を着実に実行し、業務の効率化を行う。また、「第 2 次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

財務内容の改善に関する事項

1．継続的な収益性の改善

文献情報提供勘定については、新たな経営改善計画を策定し、自己収入の増加を図り、効率的な業務運営に取り組むことにより、平成 21 年度までに単年度黒字化を達成するとともに、継続的な収益性の改善に努める。

2．自己収入の増加

日本科学未来館について、自己収入の拡大方を盛り込んだプログラムを策定し、同プログラムの達成状況を検証・公表する。

その他業務運営に関する重要事項

1．施設及び設備に関する事項

機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。

また、地域イノベーション・システムの強化を図り、地域経済、地域社会の活性化に貢献するため、地域産学官共同研究拠点を整備するとともに、国民の環境科学技術に関する興味・関心と理解を深め、環境問題に対する国民の意識の醸成を図るため、最先端の環境科学技術に関する情報発信機能を強化する。

2．人事に関する事項

職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を着実に運用する。